

2025 年度 一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会
定時総会次第

日 時 : 2025 年 6 月 28 日 (土) 14 : 00～16 : 00
場 所 : 大阪府医師会館 2 階ホール

1. 開会の辞
会長挨拶
来賓祝辞
2. 議長及び議事録署名人選出
3. 審議事項
第 1 号議案 2024 年度決算報告 (案)
第 2 号議案 役員変更 (案)
4. 報告事項
報告 1 2024 年度事業報告
報告 2 2025 年度事業計画
報告 3 2025 年度収支予算
5. 閉会の辞

<記念講演>

講師 清水 嘉与子 氏 (前 公益財団法人 日本訪問看護財団 理事長)

2024 年度決算報告（案）

1. 貸借対照表
2025年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	82,552,558	96,453,262	△ 13,900,704
未収金	1,378,441	5,896,055	△ 4,517,614
前払費用	1,266,320	1,182,720	83,600
流動資産合計	85,197,319	103,532,037	△ 18,334,718
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
電話加入権	75,600	75,600	0
敷金	400,000	400,000	0
長期前払費用	20,000	40,000	△ 20,000
その他固定資産合計	495,600	515,600	△ 20,000
固定資産合計	495,600	515,600	△ 20,000
資産合計	85,692,919	104,047,637	△ 18,354,718
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,207,153	10,073,339	△ 2,866,186
前受会費	9,292,000	9,232,000	60,000
大阪府基金事業預り金	7,157,000	33,809,000	△ 26,652,000
流動負債合計	23,656,153	53,114,339	△ 29,458,186
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	23,656,153	53,114,339	△ 29,458,186
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産	62,036,766	50,933,298	11,103,468
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	62,036,766	50,933,298	11,103,468
負債及び正味財産合計	85,692,919	104,047,637	△ 18,354,718

2. 正味財産増減計算書
2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費等	(23,591,000)	(22,820,000)	(771,000)
正会員受取会費	21,380,000	20,660,000	720,000
賛助会員受取会費	136,000	100,000	36,000
入会金	2,075,000	2,060,000	15,000
事業収益	(10,624,830)	(15,127,102)	(△ 4,502,272)
研修受講料等	9,632,830	14,135,102	△ 4,502,272
実態調査	992,000	992,000	0
受取補助金等	(73,823,000)	(58,449,000)	(15,374,000)
受取地方公共団体補助金	66,490,000	53,008,000	13,482,000
ACP支援実践人材育成事業	6,333,000	4,441,000	1,892,000
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000	0
雑収益	(642,960)	(497,249)	(145,711)
受取利息	42,268	576	41,692
雑収入	600,692	496,673	104,019
経常収益計	108,681,790	96,893,351	11,788,439
(2) 経常費用			
事業費	(87,651,458)	(77,100,999)	(10,550,459)
給料手当	27,290,030	28,288,906	△ 998,876
法定福利費	4,366,436	4,652,712	△ 286,276
福利厚生費	0	0	0
旅費交通費	2,372,906	2,330,695	42,211
通信運搬費	3,466,758	2,930,441	536,317
消耗品費	4,368,352	2,437,751	1,930,601
修繕費	1,492,895	0	1,492,895
印刷製本費	2,997,740	2,790,146	207,594
図書新聞費	21,702	9,636	12,066
研修費	5,000	23,500	△ 18,500
水道光熱費	283,322	207,175	76,147
賃借料	4,268,990	4,467,550	△ 198,560
諸謝金	9,015,185	7,707,530	1,307,655
委託費	23,088,885	18,493,065	4,595,820
会議費	238,810	188,281	50,529
交際費	408,113	72,546	335,567
支払手数料	413,490	430,040	△ 16,550
ブロック活動費	1,983,623	2,019,525	△ 35,902
租税公課	200	400	△ 200
雑費	1,569,021	51,100	1,517,921
管理費	(9,926,864)	(10,097,368)	(△ 170,504)
給料手当	3,317,382	3,332,692	△ 15,310
法定福利費	502,588	525,854	△ 23,266
福利厚生費	31,910	60,567	△ 28,657
旅費交通費	151,642	158,195	△ 6,553
通信運搬費	112,280	188,394	△ 76,114
印刷製本費	141,900	134,200	7,700
消耗品費	69,220	62,500	6,720
賃借料	317,374	257,023	60,351
地代家賃	3,036,000	3,036,000	0
諸謝金	0	0	0
委託費	598,466	532,202	66,264
会議費	22,362	19,561	2,801
支払手数料	109,340	109,780	△ 440
支払報酬料	880,000	880,000	0
租税公課	616,400	769,300	△ 152,900
長期前払費用償却	20,000	20,000	0
雑費	0	11,100	△ 11,100
経常費用計	97,578,322	87,198,367	10,379,955
当期経常増減額	11,103,468	9,694,984	1,408,484
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	11,103,468	9,694,984	1,408,484
一般正味財産期首残高	50,933,298	41,238,314	9,694,984
一般正味財産期末残高	62,036,766	50,933,298	11,103,468
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	62,036,766	50,933,298	11,103,468

3. 正味財産増減計算書内訳表
2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科 目	大阪府補助金等事業	本会事業	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入金金	(0)	(0)	(2,075,000)	(0)	(2,075,000)
受取会費等	(0)	(0)	(21,516,000)	(0)	(21,516,000)
正会員受取会費	0	0	21,380,000	0	21,380,000
賛助会員受取会費	0	0	136,000	0	136,000
事業収益	(4,523,330)	(6,101,500)	(0)	(0)	(10,624,830)
受取補助金等	(72,823,000)	(1,000,000)	(0)	(0)	(73,823,000)
受取地方公共団体補助金	72,823,000	0	0	0	72,823,000
受取民間助成金	0	1,000,000	0	0	1,000,000
雑収益	(0)	(600,692)	(1,157,668)	(1,115,400)	(642,960)
受取利息	0	0	42,268	0	42,268
雑収入	0	600,692	1,115,400	1,115,400	600,692
経常収益計	77,346,330	7,702,192	24,748,668	1,115,400	108,681,790
(2) 経常費用					
事業費	(77,569,290)	(11,197,568)	(0)	(1,115,400)	(87,651,458)
給料手当	25,785,030	1,505,000	0	0	27,290,030
法定福利費	3,691,291	675,145	0	0	4,366,436
福利厚生費	0	0	0	0	0
旅費交通費	2,243,949	128,957	0	0	2,372,906
通信運搬費	3,379,678	87,080	0	0	3,466,758
消耗品費	4,334,909	33,443	0	0	4,368,352
修繕費	1,492,895	0	0	0	1,492,895
印刷製本費	2,537,940	459,800	0	0	2,997,740
図書新聞費	21,702	0	0	0	21,702
研修費	5,000	0	0	0	5,000
水道光熱費	0	283,322	0	0	283,322
賃借料	3,134,748	2,249,642	0	1,115,400	4,268,990
諸謝金	7,316,185	1,699,000	0	0	9,015,185
委託費	23,078,885	10,000	0	0	23,088,885
会議費	117,048	121,762	0	0	238,810
交際費	0	408,113	0	0	408,113
支払手数料	379,830	33,660	0	0	413,490
ブロック活動費	0	1,983,623	0	0	1,983,623
租税公課	200	0	0	0	200
雑費	50,000	1,519,021	0	0	1,569,021
管理費	(0)	(0)	(9,926,864)	(0)	(9,926,864)
給料手当	0	0	3,317,382	0	3,317,382
法定福利費	0	0	502,588	0	502,588
福利厚生費	0	0	31,910	0	31,910
旅費交通費	0	0	151,642	0	151,642
通信運搬費	0	0	112,280	0	112,280
印刷製本費	0	0	141,900	0	141,900
消耗品費	0	0	69,220	0	69,220
賃借料	0	0	317,374	0	317,374
地代家賃	0	0	3,036,000	0	3,036,000
諸謝金	0	0	0	0	0
委託費	0	0	598,466	0	598,466
会議費	0	0	22,362	0	22,362
支払手数料	0	0	109,340	0	109,340
支払報酬料	0	0	880,000	0	880,000
租税公課	0	0	616,400	0	616,400
長期前払費用償却	0	0	20,000	0	20,000
雑費	0	0	0	0	0
経常費用計	77,569,290	11,197,568	9,926,864	1,115,400	97,578,322
当期経常増減額	△ 222,960	△ 3,495,376	14,821,804	0	11,103,468
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 222,960	△ 3,495,376	14,821,804	0	11,103,468
一般正味財産期首残高				0	50,933,298
一般正味財産期末残高	△ 222,960	△ 3,495,376	14,821,804	0	62,036,766
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 222,960	△ 3,495,376	14,821,804	0	62,036,766

4. 財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
継続事業の前提に疑義はございません。
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当する事項はございません。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当する事項はございません。
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
該当する事項はございません。
 - (4) 引当金の計上基準
該当する事項はございません。
 - (5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
該当する事項はございません。
 - (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
3. 会計方針の変更
該当する事項はございません。
4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
該当する事項はございません。
5. 基本財産及び特定財産の財源等の内訳
該当する事項はございません。
6. 担保に供している資産
該当する事項はございません。
7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当する事項はございません。
8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
該当する事項はございません。
9. 保証債務
該当する事項はございません。
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当する事項はございません。
11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
看護学生インターンシップ事業費補助金	大阪府	0	5,640,000	5,640,000	0	一般正味財産
訪問看護実践研修事業費補助金	大阪府	0	42,408,000	42,408,000	0	一般正味財産
訪問看護ネットワーク・相互連携・在宅災害支援事業	大阪府	0	14,588,000	14,588,000	0	一般正味財産
訪問看護専門研修事業	大阪府	0	3,854,000	3,854,000	0	一般正味財産
人生会議相談対応支援事業	大阪府	0	6,333,000	6,333,000	0	一般正味財産
助成金	大阪府医師会	0	1,000,000	1,000,000	0	一般正味財産
合計		0	73,823,000	73,823,000	0	

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高
該当する事項はございません。
13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当する事項はございません。
14. 関連当事者との取引の内容
該当する事項はございません。
15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引
該当する事項はございません。
16. 重要な後発事象
該当する事項はございません。
17. その他
該当する事項はございません。

5. 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
該当する事項はございません。

2. 引当金の明細
該当する事項はございません。

監 査 報 告 書

2025年5月14日

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会
会長 長濱 あかし 殿

監 事

津森 孝生



監 事

森坂 佳代子



監 事

雨師 みよ子



一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会定款第5章第26条の規定に基づき、2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)決算報告書について2025年3月31日現在並びに同日をもって終了する年度の会計状況と業務執行状況の監査を行った。

この監査は、証拠書類及び諸帳票等を資料とし、2025年5月14日に実施したので次の通り報告する。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿及び関係書類の閲覧等、必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事会に出席し業務報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

収入及び支出については適正に処理されており、業務執行の状況も妥当なものと認める。

以上

第2号議案

2025年度役員候補者一覧

就任	役職	氏 名	現 職
継続	理事	長濱 あかし	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会 会長
継続	理事	宮川 松剛	一般社団法人大阪府医師会 副会長
継続	理事	丸尾 明代	公益社団法人大阪府看護協会 常務理事
継続	理事	高澤 洋子	よどきり訪問看護ステーション
継続	理事	松井 由加里	シャローム訪問看護ステーション
継続	理事	松本 康代	訪問看護ステーションCIL豊中
継続	理事	山口 恵子	河内医師会訪問看護ステーション
継続	理事	前川 たかし	一般社団法人大阪府医師会 理事
継続	理事	山口 世志子	公益社団法人大阪府看護協会 地域包括ケア事業部 部長
継続	理事	濱田 正美	高槻みらい訪問看護ステーション
継続	理事	村田 一美	フリーステーション訪問看護ステーション
再任	理事	金田 京子	(医)和敬会 訪問看護ステーションみなみ
再任	理事	村山 真弓	(医)恵生会めぐみ訪問看護ステーション
継続	理事	長谷川 康子	なないろ訪問看護ステーション
継続	理事	大江 理恵	暁明館訪問看護ステーション
継続	理事	山崎 京子	おかもと訪問看護ステーションつるみ
継続	理事	竹島 祐代	東成区医師会訪問看護ステーション
継続	理事	藏垣 信子	訪問看護ステーションありく平野
継続	理事	堀川 勝子	フォーリーブス訪問看護ステーション
継続	理事	宮川 光代	耳原訪問看護ステーション
継続	理事	山尾 照代	訪問看護ステーションやすらぎ
再任	理事	津塩 昌子	(医)生長会ふちゅう訪問看護ステーション
継続	理事	菊池 真理子	医療法人葵会にしだJクリニック
継続	監事	津森 孝生	一般社団法人大阪府医師会 監事
再任	監事	森坂 佳代子	公益社団法人大阪府看護協会 監事
継続	監事	雨師 みよ子	一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会 2024年度事業報告

スローガン：地域連携で全世代の命と暮らしを支え続ける訪問看護

【2024年度重点事項】

1. 全世代を支える訪問看護ステーションの運営支援と地域での連携推進支援（SDGs3. 11）
2. 専門職の育成と個々のキャリア形成への支援（SDGs4. 5. 8）
3. 訪問看護提供体制の安定化・推進に向けた他団体連携強化（SDGs3. 8. 11）

【事業計画】

事業計画は、定款第4条に列举する事業に基づいて掲載する。

1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業
（訪問看護師・療法士・事務職員等対象）
2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業
3. 人材確保に関する事業
4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業
5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業
6. その他本会の目的達成をするために必要な事業

【事業報告】

定時総会開催 2024年6月29日（土） 大阪府看護協会ナースिंगアート大阪レモンホール

審議事項：2023年度決算報告・役員変更 承認

報告事項：2023年度事業報告・2024年度事業計画・収支予算

2024年度入会会員数 （目標事業所数 1,100事業所）

- ・正会員（施設会員）： 1,069 事業所
- ・賛助会員（団体）： 2 団体
- ・賛助会員（個人）： 8 名

1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業（重点事項2）

1. 従事者の育成およびキャリア形成支援のための教育に関する事業

1-1. 新任訪問看護師研修

- 1) 訪問看護に必要な知識等研修 ②訪問看護に依頼の多い医療ケア研修
 - ・Ⅰ期 Web講義 2024年 5月14・16・21日 /Web技術研修 5月23日 参加者58名
 - ・Ⅱ期 Web講義 2024年12月 3・5・10日 /Web技術研修 10月12日 参加者54名

1-2. 専門領域別技術研修

- 1) 看護技術研修（口腔ケア・栄養管理、皮膚・排泄ケア、呼吸管理）
ジェネラリストCコース：集合 申込：69名 参加者：68名
- 2) 看護師と療法士による小児・精神科・緩和ケア・認知症・神経筋疾患等研修
ジェネラリストBコース：Web 申込：190名 参加者：133名 アーカイブ視聴：425回
- 3) 事例から学ぶ専門領域研修
 - ・小児訪問看護に関わる研修
 - ① 2024年12月21日（土） Web （小児訪問看護委員会 企画・運営）
「小児のお風呂」 参加者：40名
 - ② 2025年 1月18日（土） 集合 （小児訪問看護推進部会 企画・運営）
「医療的ケア児 ～シミュレーション研修～」 参加者：47名
講義：『こどもの医療ケアの基礎知識～呼吸管理を中心に～』
実技：呼吸器機器回路管理、気管カニューレ・BVM管理、経鼻経管チューブ関連管理
 - ・精神科訪問看護に関わる研修
2024年 9月28日（土） Web （精神科訪問看護委員会 企画・運営）
精神科訪問看護算定要件フォローアップ研修 参加者：58名
テーマ：～リストカット、希死念慮、多量服薬、アルコール依存症について～
- 4) 訪問看護体験研修・コンサルテーションの推進
- 5) 病院と訪問看護ステーションの相互連携研修

1-3. 管理者研修の実施

- 1) 管理者初任者コース 《2日間》(2回/年) : 受講者合計88名
Ⅰ期 49名(申込52名) Ⅱ期39名(申込39名)
- 2) 管理者実務実践コース《3日間》(2回/年) : 受講者合計71名
Ⅰ期 28名(申込30名) Ⅱ期16名(申込18名)
- 3) 管理者レベルアップコース《4日間》(1回/年) : 延べ合計69名(申込79名)
(内訳: 4日間17名、3日間18名、2日間14名、1日間19名)
- 4) 管理者経営コースⅠ～Ⅳ《1日間》 全4回実施: 受講者合計163名
Ⅰ:14名(申込14名)、Ⅱ:29名(申込30名)、Ⅲ:21名(申込22名)、Ⅳ:21名(申込21名)

1-4. 特定行為等への受講支援

- ・特定行為研修代替職員確保事業: 10件

1-5. 学術集会の開催

第6回学術集会 開催日: 2024年11月2日(土) 集合(学術委員会企画・運営)

テーマ: みつめなおす看護の本質～私たちらしく働き、その人らしさに寄り添う～

参加者数: 88名

シンポジウム テーマ: 多職種連携の現状と課題

シンポジスト: 医師	梶本 心太郎氏(かじもと内科在宅クリニック)
訪問看護師	平山 司樹氏(訪問看護ステーションかつさい)
ケアマネジャー	枘田 亜希子氏(河内医師会ケアプランセンター)
薬剤師	村井 扶氏(あけぼの薬局)
MSW	宮本 美和氏(市立豊中病院)
ヘルパー	小菌 喜美子氏(橋本クリニックヘルパーステーション)

事例報告: 9演題 新卒訪問看護師育成研修課程修了者: 1演題

コメンテーター: 大阪公立大学看護学部地域包括ケア科学分野 教授 河野 あゆみ氏

○優秀演題「多職種との連携により「老障介護」の状況の中、在宅看取りが行えた一事例 ～訪問看護師の役割～

河内医師会訪問看護ステーション 荒井 玉美氏

1-6. 研修体系の評価、再考、更新

訪問看護まなびプロジェクト会議開催

2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業 (重点事項1)

1. 事業所運営基盤の整備に関する事業

1-1. 審査機関等との情報交換

2024年度診療報酬改定に伴う、近畿厚生局、国保連合会からの情報提供協力等

1-2. システムベンダーとの情報交換

1-3. ICT導入支援(訪問看護連携システム導入支援事業)

ICT導入支援事業: 5件

1-4. BCP作成支援

訪問看護ステーションBCP(事業継続計画)研修会: 災害図上訓練(DIG)を学ぼう

- ・2024年10月19日(土)参加者: 80名 集合

1-5. 訪問看護実態調査の実施および分析と課題把握、政策提言等

訪問看護実態調査検討委員会(大学教員・訪問看護師・専門・認定看護師等)

回答数: 1,365件/2,049件 回収率66.6%

(会員: 726件/972件: 74.7% 非会員: 639件/1,077件: 59.3%)

- ・調査結果はホームページに掲載

2. 適正化運営に関する事業

2-1. 電話実務相談(協会および教育ST)

内容: 府内訪問看護ステーション等から制度、運営、報酬請求についての電話相談窓口を設置

実施日: 電話・FAXにて随時受付 ①地域の教育ステーションにて対応: 472件

②当会実務相談員にて対応: 94件

2-2. 報酬制度改定対応研修

診療報酬オンライン化対応への情報提供(ホームページ・SNS活用)

2-3. 請求業務実務研修・相談対応

相談は、2-1記載

2-4. 精神科訪問看護基本療養費算定要件研修(3日間)

2024年8月2日(金)～4日(日) 受講者数: 94名

2025年1月31日(金)～3日(日) 受講者数: 84名

- 2-5. 療法士と看護師の連携推進支援（交流会）
訪問看護ステーションにおけるリハビリ対策検討部会企画・運営
テーマ：明日から使える嚥下評価 参加者：39名
テーマ：訪看リハ 減算の現状と対応 参加者：74名
- 2-6. 感染症発生、まん延防止強化・虐待防止等運営に関する基準対応支援
ホームページ上に要項と取り組み事例を掲載
- 2-7. その他マニュアル等整備に関する支援

3. 人材確保に関する事業（重点事項1.2）

1. 新卒者の雇用および教育支援に関する事業

1-1. インターンシップ事業

- 1) 訪問看護一日職場体験：2024年6月20日（木）～9月26日（木）
参加者：89名（看護師養成大学3名、専門学校83名、未就業者3名）
受入事業所：21事業所
- 2) 看護学生向け動画視聴の推進：162視聴（アンケート回答100名）
- 3) 事業方向チラシの作成と配布

1-2. 新卒訪問看護師育成事業

- 1) 新卒訪問看護師育成に係る研修費補助
・新卒訪問看護師研修に係る研修費を無料とした。
・新卒訪問看護師育成事業所への人件費補助：2件
- 2) 新卒訪問看護師育成研修（スタート・プログラム） 研修開催時期2024年4月～2025年3月まで
 - ①アセスメント研修
○8期生1回/2月（回）開催 プログラム修了3名
○9期生1回/1月（回）開催 5名（年度当初2名）
 - ②技術力向上研修
○口腔ケア・栄養管理：2024年10月 9日（水） 集合 参加者：6名
呼吸管理：2024年10月17日（木） 集合 参加者：6名
皮膚・排泄ケア：2024年10月16日（水） 集合 参加者：7名
○医療的ケア児 ～シミュレーション研修～ 集合 参加者：4名
 - ③2024年度「新卒スタート・プログラム」総合事例報告会
2025年3月15日（土） ハイブリッド 修了者：3名 参加者：20名
- 3) 病院等施設研修：大阪市立総合医療センター ・大阪国際がんセンター
- 4) 緊急時対応（フィジカルアセスメント）研修
2025年2月15日（土） 集合 参加者：6名

1-3. 地域で取り組む新卒訪問看護師セミナーの開催

2025年1月25日（土） 集合 参加者：27名
テーマ：「キャリアデザイン～新卒訪問看護師が語る未来予想図～」
新卒訪問看護師育成プログラム修了生5名によるリレートークと全体ディスカッション

2. 新任看護師雇用支援に関する事業

2-1. 新任研修

- ・Ⅰ期 Web講義 2024年 5月14・16・21日 /Web技術研修 5月23日 参加者58名
- ・Ⅱ期 Web講義 2024年12月 3・5・10日 /Web技術研修 10月12日 参加者54名

2-2. 新任訪問看護師育成事業（間接補助事業） 13事業所：26名

2-3. 訪問看護体験研修：

教育ステーションにて受入
高校生の一泊看護体験の受入：20名

2-4. 就職相談会・就職フェアへの参加

- 1) 求人事業所一覧の作成
- 2) ナースセンター就職相談会への参加 7圏域
- 3) 看護職・介護職・医療従事者のための就職フェア参加 /株式会社大阪朝日広告社主催
2024年9月21日（土）・2025年2月8日（日） 梅田センタービル16階

3. 事務職員雇用に関する事業

3-1. 事務職員雇用事業：7件（申請10件）

4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業（重点事項3）

1. 関係団体との共同企画事業

- 1-1. 訪問看護シンポジウムの開催（医師会・看護協会との三団体共催）
2024年11月23日（土） ハイブリッド 参加者：332名（会場：68名 Web：264名）
テーマ：人生会議（ACP）と救急～増え続ける高齢者の救急搬送 どう対応していくのか～
・イントロダクション『ACPとは』
池永 昌之氏（淀川キリスト教病院 副医務部長 緩和医療内科主任 部長）
・現況報告『高齢者の救急搬送について』
大矢 亮 氏（耳原総合病院 副病院長 救急総合診療科）
中村 匡志氏（大阪南消防局 警防部 救急課 主幹兼救急管理係長）
八尾 英人氏（社会法人カナシ 特別養護老人ホームあんり 施設長）
水取 恵子氏（セコム豊中訪問看護ステーション 統括管理者）
山田美代子氏（社会福祉法人 玉美福祉会東大阪地域包括支援センター向日葵 センター長）
・総合討論
『増え続ける高齢者の救急搬送 どう対応していくのか』
- 1-2. 看護の日への参画
2024年8月3日（土） 看護の日イベント：市東ブロックにてブースの企画・運営対応
- 1-3. 看護未来展への参画
2024年4月17日（水）～19日（金）
講演：西村 泉氏 公認OriHimeパイロット・DETファシリテーター
働くことで社会とつながる～重度障害者の自立生活10年を振り返る～（4月18日）
対象：府民 参加者：39名
- 1-4. 訪問看護支援センター機能拡充：看護協会との意見交換会：5回開催

2. 大阪府・大阪市他市区町・関係団体等への要望

- 2-1. 要望書提出（大阪府地域医療推進協議会） 大阪府（2024年8月2日）と大阪市（2024年8月23日）

3. 大阪府・大阪市・市区町村・その他関係団体、審議会等への委員派遣他

3-1. 委員等派遣

	委員会名	役職等	氏名
大阪府	大阪府医療審議会	会長	長濱 あかし
	大阪府医療審議会（在宅医療推進部会）	会長	長濱 あかし
	大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会	会長	長濱 あかし
	大阪府死因調査等協議会	会長	長濱 あかし
	大阪府地域医療推進協議会	会長	長濱 あかし
	大阪府難病医療推進会議	副会長	松本 康代
	大阪府難病児者支援対策会議	会長	長濱 あかし
	大阪府災害福祉広域支援ネットワーク会議 DWAT	副会長	山口 恵子
		事務局長	後藤 貴典
		副会長	高澤 洋子
	大阪府がん対策推進委員会 緩和ケア推進ワーキング ・がん診療連携検討部会		
	看護の日～ハートフル大阪 21～実行委員会	会長	長濱 あかし
	医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会	会長	長濱 あかし
	医療的ケアをもつ重症心身障がい患者の移行期医療を考える懇話会	会長	長濱 あかし
	府立学校における医療的ケアに関する有識者会議	会長	長濱 あかし
	大阪府の治験環境に関する懇話会	会長	長濱 あかし
	大阪府介護労働懇談会	会長	長濱 あかし
	大阪府薬事審議会専門委員	会長	長濱 あかし
	大阪府医療機器安全対策推進部会ワーキンググループ	会長	長濱 あかし
		副会長	松本 康代

圏域・市町村	保健医療協議会（三島、豊能、北河内、中河内、大阪市、堺市、南河内、泉州） 大阪市地域密着型サービス運営委員会 大阪市在宅医療・介護連携推進会議 大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議 大阪市がん診療ネットワーク協議会 堺市地域包括ケアシステム審議会 東大阪市保健医療問題協議会 高槻市地域包括ケア推進会議 堺市難病支援連絡会 堺市障害支援区分認定審査委員会 泉佐野市要保護児童対策地域協議会 泉州在宅医療懇話会 豊能医療圏がん医療ネットワーク協議会 中河内医療圏がん医療ネットワーク協議会 中河内医療圏がん診療ネットワーク協議会 東大阪市介護認定審査会 東大阪市医療的ケア児支援会議 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議 大阪府富田林保健所管内 難病医療療養ネットワーク会議 八尾市新型インフルエンザ等対策実施行動計画策定委員会	各圏域理事 理事 会長 小児推進委員 副会長 理事 副会長 副会長 理事 以下は 圏域の理事 等出席	山崎 京子 長濱 あかし 絹川 美鈴 高澤 洋子 長谷川 泰子 松井 由加里 山口 恵子 濱田 正美
団 体	<理事推薦> 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 公益財団法人 日本訪問看護財団 公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 <委員等推薦> 大阪府看護協会事業運営委員会（大阪府看護協会） 大阪小児在宅医療連携協議会 小児の在宅医療・看護連携懇談会 大阪府ナースセンター運営協議会（大阪府ナースセンター） 小児の医療的ケア検討委員会（大阪府医師会） 医療モニター（大阪府医師会） 看護職リカレント教育事業実施委員会（大阪医科薬科大学） 地域標準手順書普及等推進委員会（大阪府医師会） <講師派遣> ナースセンター復職応援セミナー 大阪府看護学校協議会 福島県看護学校協議会（新卒訪問看護師育成関連）	会長 会長 会長 会長 会長 副会長 会長 副会長 副会長 副会長 理事 副会長 会長 理事 副会長 会長 会長 副会長	長濱 あかし 長濱 あかし 長濱 あかし 長濱 あかし 長濱 あかし 松本 康代 長濱 あかし 松本 康代 松井 由加里 松本 康代 竹島 祐代 松本 康代 長濱 あかし 津塩 昌子 高澤 洋子 長濱 あかし 長濱 あかし 高澤 洋子

3-2. その他連携事業

<連携会議・連携研修会等>

- 1) 訪問看護支援センター機能・拡充に向けてのプロジェクト会議（大阪府看護協会）
 会議回数：4回（5/31、7/29、12/2、3/12）
 ・意見交換会（看護協会、行政）：8/21
- 2) 大阪府看護協会総会：6月19日
- 3) 大阪府看護学校協議会総会：5月21日
- 4) 大阪介護支援専門員協会総会：6月22日
- 5) 大阪小児在宅医療連携協議会：7月9日、1月20日
- 6) 小児の在宅医療・看護連携懇談会：6月27日、11月21日
- 7) 都道府県看護協会・訪問看護連絡協議会合同会議（日本看護協会）：11月14日

- 8) 近畿訪問看護ステーション連絡会：参加実績なし
- 9) 全国訪問看護事業協会：都道府県訪問看護ステーション連絡協議会 交流会・グループ会議：6月21日
- 10) 「在宅医療関連調査・講師人材養成事業」における研修会（大阪府他、他団体参加）：3月9日
- 11) 新年互礼会への出席：大阪府・医師会・薬剤師会・理学療法士会・作業療法士会・柔道整復師会
- 12) 第14回大阪小児在宅医療を考える会 企画・運営協力：1月26日（日）
- 13) 病院協会70周年・私立病院協会50周年記念式典他：5月15日
- 14) 地域標準手順書普及等推進委員会（9/13、10/31、11/29、1/28） 研修会：2/22
- 15) 河内医師会訪問看護ステーション設立30周年記念式典・祝賀会：2月2日

<後援名義使用承認>

- 1) 第11回メディカルジャパン大阪（医療・介護・薬局Week大阪） RX Japan株式会社
- 2) 第30回 日本在宅ケア学会学術集会
- 3) 第15回 大阪小児在宅医療を考える会 大阪府小児在宅医療協議会
- 4) リハビリテーション・ケア合同研究大会大阪2025
- 5) 看護職・介護職・医療従事者のための就職フェア2024/2025 大阪朝日広告社
- 6) 第32回大阪呼吸ケア研究会 帝人ヘルスケア株式会社

<海外からの視察>

日本の訪問看護制度・看多機についての情報交換

- ・7月6日韓国京畿道の医療保健訪問団（訪問看護ステーションありく平野 事業所訪問）
- ・1月10日 漢永（ハンヨン）大学 看護科

<実習等の依頼調整>

- 1) 2024年度 認定看護管理者教育課程セカンドレベル実習（藍野大学）調整：受講生：17名、16事業所

4. その他 関連団体からの周知依頼、アンケート調査等

- ・大阪府健康医療部健康医療室 感染症対策企画課：感染症法に基づく新興感染症の発生及びまん延時における医療措置協定締結への協力
- ・日本訪問看護財団：駐車規制に関するアンケート
- ・訪問看護事業における「短時間の駐車が不可逆である業務車両に係る駐車規制の在り方」ヒアリング
2024年8月26日（財団常務理事・警察庁担当課）
- ・大阪府「在宅人工呼吸器層装着者の実態把握調査」2024年11月～12月 回答数：696事業所

5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業（重点事項1）

1. 地域共生社会・地域包括ケア推進に向けた活動支援事業

1-1. 各地域の行政連携の推進および強化

ブロック会および市区町村連絡会・教育ステーションが実施

1-2. 人生会議（ACP）支援人材育成研修会の開催（医療・介護）

大阪府内11ブロック 教育ステーションにて 合計22回開催、本会主催にて2回 合計24回開催

医療・介護・福祉等専門職等を対象に開催：延べ受講者数 1,162名

1-3. 教育ステーション事業

大阪府内11ブロック、22事業所にて実施

	事業所名	ブロック名
1	済生会茨木訪問看護ステーション	三島ブロック（茨木市）
2	大阪医科薬科大学訪問看護ステーション	三島ブロック（高槻市）
3	あいの発達支援リハビリ訪問看護ステーション	三島ブロック（茨木市）
4	アーチ訪問看護ステーション	豊能ブロック（豊中市）
5	ももの木訪問看護リハビリステーション	豊能ブロック（豊中市）
6	訪問看護ステーションおえかき	豊能ブロック（吹田市）
7	悠久訪問看護ステーション	北河内ブロック（枚方市）
8	関医訪問看護ステーション・香里	北河内ブロック（守口市）
9	訪問看護ステーション彩	中河内ブロック（八尾市）
10	わかくさ老人訪問看護ステーション	中河内ブロック（東大阪市）
11	よどきり訪問看護ステーション	市北ブロック（東淀川区）
12	訪問看護ステーションアンジュ	市西ブロック（福島区）
13	訪問看護ステーションおおみち	市東ブロック（城東区）
14	訪問看護ステーション東成おおみち	市東ブロック（東成区）
15	訪問看護ステーションナウロマンティック	市南ブロック（西成区）
16	なにわ訪問看護ステーション	市南ブロック（阿倍野区）
17	耳原訪問看護ステーションサテライトふれあい	堺ブロック（堺市北区）
18	シンシア訪問看護ステーション	堺ブロック（堺市中区）
19	シャローム訪問看護ステーション	堺ブロック（堺市堺区）
20	（医）正雅会つじもと訪問看護ステーション	南河内ブロック（大阪狭山市）
21	ももの木訪問看護リハビリステーション貝塚	泉南ブロック（貝塚市）
22	岸和田徳洲会訪問看護ステーションかいづか支所	泉南ブロック（貝塚市）

1) 事業の内容と目的

訪問看護師の確保・育成・定着事業、及び身近な地域の訪問看護サービス向上、地域の実情に応じた研修、医療介護連携に関する事業を実施するために、大阪府訪問看護教育ステーションを11ブロックに22カ所設置。連携する訪問看護ステーション（協力ステーション）と共同して次に掲げる事業を実施した。

2) 具体的な事業内容と結果

- (1) 研修事業：開催65回（集合45/オンライン20）、参加2,162名（集合1,554名/オンライン608名）
（大阪府の補助金事業「人生会議相談対応支援事業」研修22回の集合研修を含む）
- (2) 府民への相談支援事業：18回（チラシ配布4回）
- (3) 訪問看護体験研修事業：150名実施（うち20名は管理者研修）
- (4) 電話相談Q&A事業：総件数472件
- (5) コンサルテーション事業：37件（電話対応10/対面対応27）
- (6) 協力ステーション：延べ156事業所　協力ナース：51名

3) 事業広報チラシの作成と配布

2. 災害時の療養者等支援事業および地域との連携推進支援

2-1. 設置ステーションの活動支援

- ・設置ステーション説明会：5月20日
- ・50ステーションとの委託契約・発電機と蓄電池のメンテナンス・運用マニュアル作成
- ・人工呼吸器装着者 アンケート調査施行2024年11月
回答率：696事業所（66.0%）　人工呼吸器装着者有：285事業所（740名）重複あり

2-2. 災害時連絡体制確認および対応訓練の実施

- ・大阪府を含めた連絡体制等の整備および発電機・蓄電池運搬訓練の実施
連絡体制訓練：6月13日/1月17日　2回実施

2-3. 事業所・地域連携型BCP作成支援

- （再掲）災害図上訓練（DIG）を学ぼう

3. 訪問看護多機能事業所の支援事業

3-1. 看護小規模多機能型居宅介護等多機能事業所の設置推進

3-2. 利用推進に向けた研修会開催

2024年10月29日（火） Web　参加者：43名

テーマ：実践から学ぶ！利益をもたらす看多機経営・運営のヒント

6. その他本会の目的達成をするために必要な事業

1. 広報活動事業

1-1. 広報誌ささえあいの発行

2024年7月　総会号2,500冊発行　2025年1月　新年号2,000冊発行

1-2. 訪問看護のご案内の発行

2024年9月　7,500冊発行

1-3. ホームページの運営

ホームページのリニューアル　2024年7月1日より運用開始

ホームページユーザー数：6.3万人

ホームページ更新：随時

1-4. 30周年（協会10周年）事業

- ・記念祝賀会：2024年6月29日（土）ホテルプリムローズ大阪
- ・記念誌作成：大阪訪問看護30年のあゆみ：2025年3月31日発刊：2,000冊

2. 福利厚生に関する事業

2-1. 令和6年度　表彰者・表彰事業所推薦

- ・憲法記念日知事表彰
宮川　光代氏（耳原訪問看護ステーションサテライトふれあい）
- ・看護功労賞
井上　ゆかり氏（アズワン訪問看護ステーション）
- ・ステーション表彰
よどきり訪問看護ステーション
たつみ訪問看護ステーション
訪問看護ステーションエバーケア

- ・公益財団法人日本訪問看護財団30周年事業表彰者
八津川 栄子氏（牧訪問看護ステーション）
淡海 貴子氏（帝人訪問看護ステーションさかい）

3. 組織強化に向けた事業

3-1. 2024年度会員数

- ・正会員（施設会員）1,069ST
- ・賛助会員（団体）2団体
- ・賛助会員（個人）8名

3-2. 発送

郵送回数 会員事業所：13回 非会員事業所：2回

3-3. 協会BCPの運用

- ・災害時の被災状況把握のため、大規模災害時 被災状況報告フォームの作成と運用（1/17）

3-4. Web研修体制の整備および継続

3-5. ブロック会の活動推進

11ブロック全ての地域で、管理者会・役員会・研修会を集合またはWebにて実施

<三島ブロック> 68 事業所 『地域まるごと つながり！ひろがる！三島ブロック』

《会議》 役員会 5 回 管理者会 5 回

《研修会》 ・10/11 事例発表会

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

○看護協会との連携 ・看護協会府北支部会議参加

<豊能ブロック> 102 事業所 『つながりをカタチに豊能ブロック！』

《会議》 役員会 6 回 管理者会 6 回

《その他会議》 各市訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

<北河内ブロック> 127 事業所 『地域とつながる 地域をつなげる 訪問看護』

《会議》 役員会 6 回 管理者会 6 回

《研修会》 ・教育ステーション ACP 研修 2 回（7 月、11 月）・排泄ケア（10 月）・腹膜透析（12 月）

《その他会議》 各市訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

○看護協会との連携 ・看護協会北東支部会議参加

<中河内ブロック> 103 事業所 『顔の見える関係を構築するために、さらに深化しよう』

《会議》 役員会 3 回 管理者会 3 回

《研修会》 ・看看連携研修（東大阪 3/18、八尾 2/19）・看護協会府東支部夜間研修（2/27）

《その他会議》 各市看看連携会議/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

<市北ブロック> 81 事業所 『繋がり、頼れる、支え愛・笑い愛』

《会議》 役員会 6 回 管理者会 6 回

《研修会》 ・おじくじ研修（旭区 2/28）・にこりんく研修（北区 3/13）

・発電機、蓄電池実技研修（東淀川区 3/17）

《その他会議》 各区訪問看護ステーション連絡会、医介推進会議、多職種連絡会議 /適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

<市西ブロック> 50 事業所 『つながろう ～市西らしくをあたらしく～』

《会議》 役員会 6 回 管理者会 6 回

《研修会》 ・災害時や急変時に役立つ「応急処置研修」・発電機作動研修

・理学療法士による「移動介助とポジショニングの必要性と方法」

《その他会議》 各区訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

<市東ブロック> 119 事業所 『変わり続ける つながり続ける 人と町』

《会議》 役員会 9 回 管理者会 3 回

《研修会》 ・11/22 多職種連携研修

《その他会議》 4/11 座談会、3/15 総会

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

＜市南ブロック＞ 141 事業所 『地域とつながり地域と共に生きる訪問看護を目指そう』

《会議》 役員会 10 回 管理者会 3 回

《研修会》 ・ 6/12 令和 6 年度の報酬改定にともなう義務化項目について
・ 10/16 オンライン請求・資格確認について

《その他会議》 各区訪問看護ステーション連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業協力

＜堺ブロック＞ 109 事業所 『つながりみえる堺の訪問看護』

《会議》 役員会 4 回 管理者会 4 回

《研修会他》 ・ 2/27 訪問看護交流会
・ 5/19 ローズカーニバル

《その他会議》 看護協会堺支部会・施設連絡会支部会議、各区管理者会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

＜南河内ブロック＞ 67 事業所 『つながり、支え、地域を守る南河内』

《会議》 役員会 6 回 管理者会 6 回

《その他会議》 各市での連絡会/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

＜泉南ブロック＞ 64 事業所 『ひとつになって前進しよう泉南ブロック』

《会議》 役員会 5 回 管理者会 7 回

《研修会》 ・ 8/17 交流会・懇親会

《その他会議》 各市地域連携会議/適宜開催

○教育ステーション事業、人生会議（ACP）支援人材育成事業への協力

3-6. 広告協賛

郵送への広告封入：11件

4. 運営に関する事業

4-1. 定時総会の開催 1回/年 6月29日（土）ナーシングアート大阪 レモンホール

4-2. 理事会の開催 6回/年

第1回 2024年 7月11日 就業規則変更、総会報告、新役員紹介、理事の役割分担他

第2回 2024年 9月12日 ソーシャル・メディア・ポリシー承認、新年互礼会の共同開催、シンポジウム（案）、府市要望

第3回 2024年11月 7日 修正予算案の承認、表彰候補者及び事業所 承認、次年度理事意向調査

第4回 2025年 1月 9日 新年互礼会、教育ST2次チェック

第5回 2025年 3月 6日 2025年度事業計画（案）、2025年度予算（案）承認

第6回 2025年 5月22日 予算案の修正、2024年度事業報告（案）、決算報告（案）、役員変更（案）

4-3. 三役会の開催 6回/年

第1回 2024年 5月 9日 2023年度第7回理事会議案検討 2024年度定時総会関係他

第2回 2024年 6月20日 2024年度第1回理事会議案検討 2024年度定時総会関係他

第3回 2024年 8月22日 2024年度第2回理事会議案検討 ACP研修の進捗状況、警察庁音の面談他

第4回 2024年10月17日 2024年度第3回理事会議案検討 大阪府シンポジウム、推進事業他

第5回 2024年12月19日 2024年度第4回理事会議案検討 大阪府推進事業進捗、次年度理事について他

第6回 2025年 2月20日 2024年度第5回理事会議案検討 2025年度会議予定、大阪府推進事業終了結果他

第7回 2025年 5月 8日 2024年度第6回理事会議案検討 総会関係議案他

4-4. 業務執行会議の開催 24回/年

4-5. 運営委員会の開催 6回/年

第1回 2024年 4月10日 理事会報告、活動報告、新委員紹介、ブロック会・委員会活動手引き

第2回 2024年 7月17日 理事会報告、定時総会報告、事業計画報告、活動報告、

第3回 2024年 9月18日 理事会報告、推進事業説明、大阪府・市要望、シンポジウム他

第4回 2024年11月20日 理事会報告、発電機メンテナンス、医療施設アンケート、次年度会議票

第5回 2025年 1月15日 理事会報告、推進事業関係、2024ご案内配布状況、新年互礼会他

第6回 2025年 3月19日 理事会報告、推進事業報告、次年度会員手続き、看護未来展他

4-6. 各委員会・部会の開催：担当副会長と理事により調整

1）学術委員会：8回/年（集合7回 Web1回）

2）広報委員会：6回/年（集合6回）

3）小児訪問看護委員会：6回/年（集合4回 Web2回）

4）精神科訪問看護委員会：5回/年（集合5回）

- 5) 訪問看護災害対策検討委員会：7回/年（集合7回）
 - ・設置ST会議1回 ・1. 17訓練大阪府との意見交換会1回
- 6) 訪問看護実態調査検討委員会：7回/年（Web7回）
- 7) 小児訪問看護推進部会：2回/年（Web2回）
 - 《他団体との連携》
 - 大阪小児の在宅医療を考える会（年1回）/小児の在宅医療・看護連携懇談会（年2回）
- 8) 精神科訪問看護推進部会：2回/年（集合2回）
- 9) 新卒訪問看護師育成事業部会：5回/年（集合1回 Web2回 ハイブリッド2回）
- 10) 訪問看護ステーションにおけるリハビリ対策検討部会：5回/年（集合2回 Web3回）
- 11) 訪問看護多機能部会：5回/年（集合1回 Web4回）
- 12) まなびプロジェクト：11回/年（集合1回 Web4回 ハイブリッド6回）

4-7. その他

- ・受託補助事業者審査：2024年度 教育ステーション受託事業者審査会 2024年3月13日
- ・大阪府訪問看護ネットワーク事業相互連携事業審査：2024年8月15日、8月27日

大阪府からの受託等に伴う事業（再掲）

<大阪府訪問看護推進事業>

1) 訪問看護師の資質向上に係る事業

(1) 訪問看護実践研修事業

①訪問看護支援センター事業

- ・府内の訪問看護ステーションの支援および教育ステーション事業支援
- ・従事者の資質向上研修および新卒訪問看護師育成研修の企画・運営、相談対応

②教育ステーション事業

府内22ステーションに設置

③新任訪問看護師育成事業

間接補助事業：29名（14事業所）

(2) 訪問看護専門研修事業

①管理者研修 初任者・実務実践・レベルアップ・経営等と段階別実施

②小児訪問看護推進研修：医療的ケア児 ～シミュレーション研修～ 集合 参加者：47名

(3) 看護学生インターンシップ事業

・訪問看護一日職場体験研修：89名参加 動画視聴：162名

2) 訪問看護ネットワーク事業

実施期間：2024年4月1日～2025年3月31日

(1) 訪問看護相互連携事業：1件

(2) システム導入・規模拡大推進事業

ア) ICT導入支援：5件

イ) 事務職員等の雇用：7件

ウ) 特定行為研修等：10件

(3) 在宅患者災害時支援対策整備事業

・設置ステーション支援 大阪府内50STへ

・定期点検・研修開催・利用者登録推進

<補助事業>

人生会議（ACP）支援実践人材育成研修事業

・本会：2回および府内11ブロックにて22回（合計24回）実施：1,162名参加

<受託事業>

1) 大阪府訪問看護ステーション実態調査

(1) 調査期間：2024年9月5日～10月18日

(2) 発送数2,049件（会員事業所：972件 非会員事業所：1,077件）

(3) 回答数1,365件 回答率66.6%（会員：726件 74.7% 非会員：639件 59.3%）

(4) 調査結果：ホームページ掲載中

2025 年度 大阪府訪問看護ステーション協会 事業計画

訪問看護の利用者ニーズは、ターミナルケア、緩和ケア、難病、小児、精神疾患、認知症等と多様であり、医療的ケアを必要とする重度利用者も増え、命と暮らしの両方を支えることのできる訪問看護は地域で重要な役割をはたしています。また、これらに対応できる訪問看護師と、休日・夜間の 24 時間対応体制の恒常的サービス提供可能な事業所が求められます。

この数年間、大阪府においては訪問看護の新規事業所が増え続け、日本一の事業所数となっていますが、休廃止事業所数も多い状況が続いています。訪問看護事業の安定したサービス継続のため、従事者教育、運営強化への継続的支援、地域および他団体連携の推進は協会に求められる役割だと考えます。

会員の皆様へのサービス強化並びに組織力強化に努め、良質な訪問看護が継続して提供できるよう、他団体と協力し、事業を行います。

スローガンは「**地域連携で全世代の命と暮らしを支え続ける訪問看護**」です。

重点事業の、教育支援・運営支援・連携推進を三つの柱として事業計画を立案します。

重点事業

1. 専門としての個々のスキルアップとキャリア形成への支援 (SDGs4.5.8)

- 1) 研修体系の見える化
- 2) オンラインやオンデマンド配信研修の充実
- 3) 新卒訪問看護師育成研修の充実

2. 良質な訪問看護提供に向けた運営支援 (SDGs3.4.5.8)

- 1) 運営指導等に関連した事業の適正化支援
- 2) 働きやすい職場づくりへの支援
- 3) 人材確保に向けた取り組み

3. 他団体との連携・組織力強化 (SDGs3.11)

- 1) 組織力強化に向けた取り組み
- 2) 災害時への対応に関する体制整備支援

重点事業に係る SDGs 5 つの目標

大阪府訪問看護ステーション協会は、2030 年までに SDGs (持続可能な開発目標) の目標達成実現に向けて、本会の事業計画と関連付け、従事者の SDGs に対する関心と行動を喚起し、訪問看護・リハビリテーションの力で健康な社会を実現することに努めて参ります。

・SDGs 3「すべての人に健康と福祉」 ・SDGs 4「質の高い教育をみんなに」 ・SDGs 5「ジェンダー平等を実現しよう」
・SDGs8「働きがいも経済成長も」 ・SDGs11「住み続けられるまちづくりを」

事業計画

事業計画は、定款第4条に列挙する事業に基づいて掲載する。

1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業
(訪問看護師・療法士・事務職員等対象)
2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業
3. 人材確保に関する事業
4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業
5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業
6. その他本会の目的達成をするために必要な事業

事業項目	事業内容
1. 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業（重点事業 1.2）	
1. 従事者の育成およびキャリア形成支援のための教育に関する事業	1-1. 新任訪問看護師研修 ①訪問看護に必要な知識等研修 ②訪問看護に依頼の多い医療ケア研修 1-2. ジェネラリスト研修（対象：看護師・療法士） ①看護技術研修（栄養、摂食嚥下、口腔ケア、皮膚・排泄ケア、呼吸器関連ケア） ②看護師と療法士による小児・精神科・緩和ケア・認知症・筋・神経系安病等研修 1-3. 実践力アップ研修 ①事例から学ぶ専門領域研修（小児・精神等） 1-4. 管理者研修（対象：管理者・主任等・経営者） ①管理者研修：基礎コース ②管理者研修：実務実践コース ③管理者研修：レベルアップコース 1-5. 特定行為等への受講支援 （特定行為研修代替職員確保事業） 1-6. 学術集会の開催 1-7. 訪問看護体験研修・コンサルテーションの推進 1-8. 病院と訪問看護ステーションの相互連携研修 1-9. 研修体系の評価、再考、更新 訪問看護まなびプロジェクト会議
2. 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業（重点事業 2）	
1. 事業所運営基盤の整備に関する事業	1-1. 訪問看護実態調査の実施および分析と課題把握、政策提言等 1-2. 審査機関等との情報交換 1-3. 訪問看護ネットワーク事業 ICT 導入支援/相互連携事業/事務職員雇用促進事業 1-4. BCP 策定および運用支援 1-5. 医療安全に関する研修（リスクマネジメント） 1-6. 安心して働けるための研修（ハラスメント対策・身体的負担緩和・労働環境改善等）
2. 適正化運営に関する事業	2-1. 訪問看護制度理解のための研修 2-2. 電話実務相談（協会および教育 ST） 2-3. 請求業務実務に関連する研修 2-4. 精神科訪問看護基本療養費算定要件研修 2-5. 療法士と看護師の連携推進支援（交流会） 2-6. 感染症発生、まん延防止強化・虐待防止等運営に関する基準対応支援 2-7. その他義務化項目・情報公表に関する研修等支援

3. 人材確保に関する事業（重点事業 1. 2. 3）	
1. 新卒者の雇用および教育支援に関する事業	1-1. インターンシップ事業（職場体験・動画視聴） 1-2. 新卒訪問看護師育成セミナーの開催 1-3. 新卒訪問看護師育成事業 ① 新卒訪問看護師スタートプログラム研修 ② 病院等施設研修等 ③ 緊急時対応（フィジカルアセスメント）研修 ④ その他技術関連研修等育成に係る研修 1-4. 新卒訪問看護師雇用事業所支援 ① 新卒訪問看護師育成に係る研修費補助 ② 新卒者雇用事業所への賃金補助
2. 新任看護師雇用推進および定着支援に関する事業	2-1. 新任訪問看護師育成事業 2-2. 訪問看護体験研修（教育 ST） 2-3. 就職相談会への参加（ナースセンター・その他）
4. 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業（重点事業 3）	
1. 関係団体との連携事業	1-1. 訪問看護シンポジウムの開催（医師会・看護協会） 1-2. 看護の日への参画 1-3. 看護未来展への参画 1-4. 小児在宅医療を考える会への参画 1-5. 2040 年を見据えた大阪の訪問看護を考える 医師会・看護協会・病院関係者・介護関係者等との意見交換会の定期開催
2. 大阪府・大阪市・市区町村・その他関係団体、審議会等への委員派遣	2-1. 関係団体等委員会への委員派遣、発言、報告
3. 行政・団体等への要望	3-1. 大阪府・大阪市への要望書提出 3-2. 訪問看護関連団体への要望等
5. 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業（重点事業 1. 2. 3）	
1. 地域共生社会・地域包括ケア推進に向けた活動支援事業	1-1. 各地域の行政連携の推進および強化 ・ブロック活動や市区町村活動の推進支援 1-2. 訪問看護支援センター機能の拡充に向けた看護協会・大阪府等との意見交換 1. 3. 教育ステーション事業の実施
2. 災害時の療養者等支援事業および地域との連携推進支援	2-1. 設置ステーションの周知と活動支援 登録者推進/研修開催/メンテナンスの実施 2-2. 災害時連絡体制確認および対応訓練の実施（行政含） 2-3. 地域等連携型 BCP 策定・更新支援
3. 訪問看護多機能事業所の支援事業	3-1. 看護小規模多機能型居宅介護等多機能事業所の設置推進および利用推進に向けた交流研修会の開催 3-2. 訪問看護ステーションが運営する多機能事業所との交流支援
4. 人生会議普及啓発に向けた事業	4-1. 人生会議（ACP）支援人材育成研修会開催（2005 年まで）
6. その他本会の目的達成をするために必要な事業	
1. 広報活動事業	1-1. 広報誌ささえあいの発行（年 2 回） 1-2. 訪問看護のご案内の発行（年 1 回） 1-3. ホームページの更新、運営・SNS の活用 1-4. 新年互礼会開催
2. 福利厚生に関する事業	2-1. 表彰者・表彰事業所の推薦 （看護功労章・憲法記念日知事表彰・ステーション表彰）

3. 組織強化に向けた事業 ・組織強化に向けた PR 活動 ・ブロック活動の活性化	3-1. 会員事業所の増加：目標会員数 1,100 事業所 3-2. 協会 BCP の更新・運用 3-3. オンライン研修体制の継続と整備強化 3-4. ブロック会の活動推進 ブロック役員会（3 回以上/年） 管理者会の開催（3 回以上/年） 3-5. 広告協賛
4. 運営に関する事業 ・会議等の開催	4-1. 定時総会の開催 1 回/年 6 月 28 日 4-2. 理事会の開催 6 回以上/年 4-3. 三役会の開催 6 回以上/年 4-4. 業務執行会議の開催 24 回/年以上 4-5. 運営委員会の開催 6 回以上/年 4-6. 各委員会・部会の開催： 担当副会長と理事により調整 6 回程度/年

大阪府からの受託等に伴う研修等事業（再掲）

項目	事業内容
大阪府訪問看護推進事業 1. 訪問看護師確保定着支援事業 1-1. 訪問看護管理者研修 1-2. 看護学生等インターンシップ事業 1-3. 訪問看護実践研修事業 ①訪問看護支援センター事業 ②教育ステーション事業 ③新任訪問看護師育成事業 2. 訪問看護ネットワーク事業 2-1. 訪問看護事業所機能整備支援事業 2-2. 訪問看護事業所体制整備支援事業 2-3. 在宅患者災害時支援対策整備事業 3. 大阪府訪問看護ステーション実態調査事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 地域医療推進事業 1. 「人生会議」相談対応支援事業 ACP 支援実践人材育成研修事業 2023 年度～2025 年度	1-1. 訪問看護管理者研修 ① 初任者研修 ② スキルアップ研修 1-2. 看護学生等インターンシップ事業 事業所体験研修/動画視聴 1-3. 訪問看護実践研修事業 ① 訪問看護支援センター事業 ② 教育ステーション事業 ③ 新任訪問看護師育成事業 2-1. ① 訪問看護相互連携事業 ② システム導入・規模拡大推進事業 2-2. ① 事務職員等の雇用 ② 特定行為研修等 2-3. 設置ステーション事業 ・設置ステーション支援 大阪府内 50 箇所 ・定期点検・研修開催・利用者登録推進・防災訓練参加 ・機器のメンテナンス 3. 訪問看護実態調査検討委員会にて実施 年 1 回 大阪府内全訪問看護事業所への調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1. ACP 支援実践人材育成研修の開催 府内 11 ブロック教育ステーションによる研修 1 ブロック 100 人/年

2025年度 正味財産増減 予算（案）

2025年4月1日から2026年3月31日まで

科 目	2025年度予算	2024年度修正予算	増減（対前年度）
I 一般正味財産増減の部			
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受取会費等	(24,066,000)	(24,042,000)	(24,000)
正会員受取会費	22,000,000	22,000,000	0
賛助会員受取会費	136,000	112,000	24,000
入会金	1,930,000	1,930,000	0
事業収益	(14,998,000)	(17,140,000)	(△ 2,142,000)
研修受講料等	14,000,000	16,148,000	
実態調査	998,000	992,000	
受取補助金等	(74,129,000)	(73,863,000)	(266,000)
受取地方公共団体補助金等	66,136,000	66,530,000	△ 394,000
ACP支援実践人材育成事業	6,993,000	6,333,000	
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000	0
雑収益	(550,000)	(501,000)	(49,000)
受取利息	50,000	1,000	49,000
雑収益	500,000	500,000	0
経常収益計	113,743,000	115,546,000	△ 1,803,000
(2)経常費用			
事業費	(98,471,000)	(97,401,000)	(1,070,000)
給料手当	36,500,000	36,000,000	500,000
法定福利費	4,950,000	4,900,000	50,000
福利厚生費	0	50,000	△ 50,000
旅費交通費	2,000,000	2,000,000	0
通信運搬費	4,000,000	3,500,000	500,000
消耗品費	3,680,000	5,480,000	△ 1,800,000
修繕費	1,300,000	1,300,000	0
印刷製本費	2,820,000	3,000,000	△ 180,000
図書新聞費	50,000	50,000	0
研修費	50,000	50,000	0
水道光熱費	350,000	300,000	50,000
賃借料	5,000,000	5,000,000	0
諸謝金	9,000,000	8,500,000	500,000
委託費	25,000,000	22,000,000	3,000,000
会議費	250,000	250,000	0
交際費	600,000	600,000	0
支払手数料	420,000	420,000	0
ブロック活動費	2,100,000	2,100,000	0
租税公課	1,000	1,000	0
雑費	400,000	1,900,000	△ 1,500,000
管理費	(11,746,000)	(11,846,000)	(△ 100,000)
給料手当	3,800,000	3,800,000	0
法定福利費	550,000	550,000	0
福利厚生費	150,000	100,000	50,000
旅費交通費	150,000	150,000	0
通信運搬費	200,000	200,000	0
印刷製本費	80,000	80,000	0
消耗品費	150,000	150,000	0
賃借料	650,000	650,000	0
地代家賃	3,050,000	3,050,000	0
諸謝金	50,000	50,000	0
委託費	530,000	530,000	0
会議費	50,000	50,000	0
支払手数料	100,000	100,000	0
支払報酬料	1,166,000	1,166,000	0
租税公課	1,000,000	1,150,000	△ 150,000
長期前払費用償却	20,000	20,000	0
雑費	50,000	50,000	0
経常費用計	110,217,000	109,247,000	970,000
当期経常増減額	3,526,000	6,299,000	△ 2,773,000
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,526,000	6,299,000	△ 2,773,000
一般正味財産期首残高	61,831,296	55,532,296	6,299,000
一般正味財産期末残高	65,357,296	61,831,296	3,526,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	65,357,296	61,831,296	3,526,000

2025年度 大阪府訪問看護ステーション協会 施設会員入会状況（4/30 現在）

正会員(施設会員)

ブロック	3月末 会員数	退会	更新施設	新規	4/30現在 会員数
三 島	68	0	55	3	58
豊 能	102	1	85	2	87
北河内	127	4	105	5	110
中河内	103	2	87	5	92
市 北	81	3	63	1	64
市 西	50	2	35	1	36
市 東	119	1	102	12	114
市 南	141	1	121	7	128
堺	109	5	91	3	94
南河内	67	1	56	7	63
泉 南	64	3	46	3	49
合 計	1031	23	846	49	895

4/30現在 会員登録数 895施設

一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、訪問看護事業に関する研修や情報交換、調査研究、関連団体との連携強化などを行うことにより、訪問看護事業の健全な発展を図り、府民の保健福祉医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 従事者の教育および学術振興による従事者の質の向上に関する事業
- (2) 事業継続のための運営基盤整備および適正運営強化に関する事業
- (3) 人材確保に関する事業
- (4) 行政、関連団体、地域関連機関との連携強化に関する事業
- (5) 地域共生社会および地域包括ケアの深化・推進に関する事業
- (6) その他本会の目的達成をするために必要な事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この法人の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した大阪府内の指定訪問看護事業所(サテライトを含む)及びみなしの医療機関

(2) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助するため入会した関係団体、一般団体及び個人

2 前項の正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第3項に定める総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員及び賛助会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に附議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 総会における議決権は、会員1名につき、1個とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は会員である代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議で選出された議事録署名人2名が記名押印する。

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第5章 役員等

(役員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、6名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法91条第1項第1号の代表理事とし、副会長をもって一般法人法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 常勤の理事について報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価をいう)を支給するものとする。

2 常勤理事の報酬等限度額は社員総会において決定し、理事会において具合的支給額を決定する。

3 前項に関わらず、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、役員等の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第31条 この法人に、次の顧問を置き、本会の運営や訪問看護に関する助言を受ける。

(1)大阪府医師会会長

(2)学識経験者

2 学識経験者の顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 学識経験者の任期は、役員の任期に準じる。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行なう。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。但し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により 各理事が招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長に事故あるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議及び報告の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が、記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務専任担当者を置く。

3 事務専任担当者は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 ブロック組織

(設置等)

第42条 この法人は第3条に規定する目的を達成するため、ブロックを設置する。

2 ブロックの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公告の方法

(公告方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第52条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 伊藤ヒロコ
設立時理事 茂松茂人
設立時理事 榮木教子
設立時理事 森俊文
設立時理事 中尾正俊
設立時理事 武本優次
設立時理事 雨師みよ子
設立時理事 岡本まつ江
設立時理事 立石容子
設立時理事 長濱あかし
設立時理事 横手喜美恵
設立時理事 高澤洋子
設立時理事 矢田みゆき
設立時理事 中山マキ子
設立時理事 井坂徳子
設立時代表理事 伊藤ヒロコ
設立時監事 北村俊雄
設立時監事 増田えみ

(設立時社員の氏名又は事業所名及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府大阪市天王寺区上本町二丁目1番22号
設立時社員 一般社団法人大阪府医師会
住所 大阪府大阪市常城東区鳴野西二丁目5番25号
設立時社員 公益社団法人大阪府看護協会

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会の設立のため、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年2月24日

設立時社員 一般社団法人大阪府医師会
代表理事 伯井俊明

設立時社員 公益社団法人大阪府看護協会
代表理事 伊藤ヒロコ

平成 30 年 6 月 30 日 第 5 条及び第 23 条を変更
令和 2 年 6 月 27 日 第 23 条第 2 項を変更
令和 4 年 5 月 26 日 第 29 条を変更
令和 5 年 6 月 24 日 第 3 条及び第 4 条を変更